

在外教育施設の高等部に に通う生徒のみなさまへ

令和8年4月から、授業料を支援する返還不要の
「高等学校等修学支援事業費補助金」が拡充されます！

(支給上限額)

45.72万円

【所得制限なし】

(年収目安)

【対象となる学校】

- ・上海日本人学校
- ・早稲田渋谷シンガポール校
- ・立教英国学院
- ・帝京ロンドン学園
- ・スイス公文学園
- ・慶応義塾ニューヨーク学院

支援の概要（新制度）

○所得制限なし

○支給上限額：45万7,200円

- ・従来の日本国籍の生徒に加え、日本の永住者等（※）の在留資格を有する日本国籍以外の生徒も新たに対象となります。

※ 特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等

手続きについて

- 新入生と令和8年3月時点で補助金を受給していない在校生は、学年開始月に、在外教育施設を通じて文部科学省へ申請書類を提出する必要があります。
- 令和8年3月時点で補助金を受給していた在校生が引き続き受給を希望する場合は、在外教育施設を通じて文部科学省に受給意思確認書を提出する必要があります。
- 詳細は通っている在外教育施設にお問い合わせください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等修学支援事業費補助金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、日本の社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN